

岐阜県公報

第二千三百八十九号
平成二十四年十月十九日

(金曜日)

目次

告 示

解除予定保安林とする旨の通知
道路の区域変更
道路の位置指定の変更
(治 山 課) 六九七
(道路維持課) 六九七
(建築指導課) 六九八

訓 令 甲

岐阜県有自動車管理規程の一部を改正する訓令
(管 財 課) 六九八

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
大規模小売店舗の変更の届出に関する件
宅地建物取引業者の監督処分
(環境生活政策課) 六九九
(商業流通課) 六九九
(建築指導課) 七〇〇

告 示

岐阜県告示第四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十四年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
郡上市美並町白山字羽佐古口四六九の一七
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

岐阜県告示第四百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年十月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域		敷地の幅員		延長		備考	
県道	路線名	区	間	別	変更	後	前	後	前	後	前	後	備考
環岐 状阜 線													
		岐 阜 市 市 橋 三 丁 目 六 番 一 地 先 か ら											
		同 市 同 三 丁 目 五 番 八 地 先 ま で											

岐阜県告示第四百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年十月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域		敷地の幅員		延長		備考	
県道	路線名	区	間	別	変更	後	前	後	前	後	前	後	備考
恵那 八百 津 線													
		恵 那 市 笠 置 町 河 合 字 江 口											
		一 五 九 四 番 三 地 先 地 内											

岐阜県告示第四百七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置の指定を、東濃建築事務所長が次のとおり変更したので、岐阜県建築基準法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第九号）第十二条第二項の規定により告示する。
平成二十四年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

位 置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年 変 月 日 更
中津川市手賀野字中沼三〇〇番七 同市同字島崎九二番八及び 九二番地先法定外公共物（道路）	六〇〇	一三・九	新 東建築 の第六五号 旧 東建築 の第三八号 の二二	平成 二四・七・二〇

（道路の位置を示す図面は、東濃建築事務所において縦覧に供する。）

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県有自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県有自動車管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県有自動車管理規程（昭和四十五年岐阜県訓令甲第三号）の一部を次のように

改正する。

第四条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、集中管理車の運転者が自動車運転士以外の者であるときは、当該運転者が所屬する本庁課等の長が、管理者の業務を補助するものとする。

第六条第一項中「第七十四条の二第四項」を「第七十四条の三第四項」に改める。

第八条中「副安全管理者」を「副安全運転管理者」に改める。

第十六条第一項中「道交法第七十二条第一項に規定する」を削り、「同条」を「道交法第七十二条」に改め、「集中管理車の運転者が自動車運転士以外のものであるときは」の下に「管理者及び」を加える。

附則

この訓令は、平成二十四年十月十九日から施行する。

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年九月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Mama's Cafe
- 三 代表者の氏名 山本 博子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市大平町二丁目三九番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、子育て中の親に対して、労働の場・コミュニケーションの場・情報の場を提供する事業を行い、女

性が生き甲斐をもって働くことのできる社会参画の場の提供と、地域で安心して子育てのできる環境づくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年十月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十四年十月九日
- 二 届出者の氏名又は名称 株式会社オークワ
- 三 建物の名称及び所在地 パレマルシエ西可児
可児市帷子新町二丁目三番地 外
- 四 変更した事項
建物設置者の代表者の氏名
（変更前）代表取締役 福西 拓也
（変更後）代表取締役 神吉 康成
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 福西 拓也 外二者

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉 康成 外二者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年十月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年十月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十四年九月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

イオンリテール株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオンモール大垣

大垣市外野二丁目一〇〇番地

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 三四、〇二五平方メートル

(変更後) 三五、八六一平方メートル

宅地建物取引業者の監督処分

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定により、宅地建物取引業者の監督処分をしたので、同法第七十条第一項の規定により公示する。

平成二十四年十月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 商号又は名称 有限会社ノウヒイデア

二 代表者氏名 代表取締役 小池 淑夫

三 事務所所在地 美濃加茂市本郷町二丁目一〇番二七

四 免許証番号 岐阜県知事(八)第二五四六号

五 処分の種類 業務の全部の停止

六 処分の期間 平成二十四年十月十九日から三十日間

平成二十四年十月十九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社